

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	30 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	19 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、母親が母親自身と姉の分と併せて納めてくれていた。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は24か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き保険料の未納は無い。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする母親は、昭和47年11月に国民年金に任意加入し、60歳以降も65歳に到達する平成11年\*月まで引き続き任意加入しており、この加入期間において保険料の未納は無い上、母親が申立人と同様に保険料を納付していたとする父親及び姉も、国民年金加入期間において未納は無いことから、母親の国民年金制度に対する関心及び保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の国民年金加入手続は昭和61年4月に行われ、国民年金被保険者資格を申立人が20歳に到達した59年\*月に遡って取得していることが確認できることから、加入手続時点において、申立期間のうち、同年4月から60年3月までの保険料については過年度保険料として、同年4月から61年3月までの保険料については現年度保険料として納付することが可能であった。

加えて、父親については、国民年金制度の改正により、昭和61年4月以降は強制加入対象者（同年3月以前については、既に厚生年金保険被保険者資格を20年以上有していたことから、旧国民年金法により任意加入対象者）とな

ったところ、国民年金記号番号払出簿及びA市の国民年金情報検索システムによると、強制加入対象者となった同年4月1日を被保険者資格取得日とする国民年金加入手続が62年5月頃に行われ、この加入手続時点において、過年度となる昭和61年度の保険料が納付されていることが確認できることから、申立人についても加入手続時点で過年度納付が可能であった59年4月から60年3月までの保険料を母親が納付したとしても不自然ではない。

このほか、申立人の国民年金加入手続時点において、現年度納付することが可能であった昭和60年4月から61年3月までの保険料については、母親及び姉はいずれも当該期間における保険料は現年度納付されていることが確認できることから、母親が申立人のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から15年1月まで

平成11年9月に離婚し、母子家庭で経済的に苦しかったため、毎年、国民年金保険料の免除申請をしていた。申立期間についても免除申請をしたはずなのに、申立期間の保険料のみ免除とされていないことに納得がいかない。

申立期間の保険料は免除してもらっていたはずであるので、申立期間の保険料を免除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、10か月と短期間であり、申立期間の前後の平成9年1月から14年3月までの期間及び15年2月から同年5月（同年6月からは厚生年金保険被保険者資格を取得。）までの期間については、全額申請免除期間とされている。

また、申立人は、平成9年1月以降、毎年、免除申請を行っており、免除制度について習熟していたとみられる上、申立人は11年9月に離婚し、母子家庭で経済的に苦しかったとしており、当時免除申請の必要性を強く認識していたとされていることから、申立期間のみ失念して免除申請書の提出が遅れたとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間当時、区役所から免除申請書が送付されてくるとすぐに、郵送で免除申請を行っていたとしているところ、A市によれば、平成13年度以前は、保険料免除者に対しては、年度末の3月に翌年度の免除申請書を送付しており、郵送により免除申請を行うことも可能であったとしていることから、申立人の主張と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月から同年3月まで  
② 昭和59年7月から同年9月まで

私は、昭和60年夏頃、A市B区役所かC社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行った。加入手続後、20歳から未納とされた期間の国民年金保険料の納付を督促する通知を受け、これら期間の保険料を同区役所か同社会保険事務所でまとめて納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、25年余りの国民年金加入期間において申立期間を除いて国民年金保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識は高いことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の加入者の資格取得状況などから、申立人の加入手続は、A市B区で昭和61年6月から同年7月までの間に行われ、その手続の際に資格取得日を遡って59年1月5日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間②を含む同年4月から61年3月までの保険料は過年度納付が可能である上、申立人の納付記録を見ると、申立期間②前後の期間の59年4月から同年6月までの期間及び同年10月から61年3月までの期間の保険料が過年度納付されていることが確認できる。このため、過年度納付が可能であった期間のうち申立期間②の保険料のみ納付しなかったとは考え難く、前述のとおり納付意識の高かった申立人が申立期間②の保険料も一緒に過年度納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①については、前述の申立人の加入手続時期を基準とすると、

時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成9年12月は17万円、10年1月は15万円、同年2月は17万円、同年3月及び同年4月は16万円、同年5月から同年7月までは17万円、同年8月は15万円、同年9月は16万円、同年10月は15万円、同年11月及び同年12月は17万円、11年1月は15万円、同年2月から同年7月までは17万円、同年8月は18万円、同年9月は16万円、同年10月は17万円、同年11月は19万円、同年12月は17万円、12年1月は15万円、同年2月から同年4月までは19万円、同年5月は17万円、同年6月から同年10月までは19万円、同年11月は24万円、同年12月は20万円、13年1月は16万円、同年2月は19万円、同年3月は20万円、同年4月は22万円、同年5月は19万円、同年6月は20万円、同年7月は24万円、同年8月及び同年10月は17万円、同年11月は18万円、同年12月は24万円、14年2月は17万円、同年3月は18万円、同年4月は20万円、同年5月は17万円、同年6月及び同年7月は20万円、同年8月及び同年9月は17万円、同年12月及び15年2月は18万円、同年4月及び同年6月は19万円、同年7月は18万円、同年8月は19万円、同年12月は17万円、16年2月は18万円、同年3月、同年4月及び同年6月は17万円、同年7月は20万円、17年10月、18年1月、同年4月、同年6月、同年7月及び同年8月は17万円、同年12月は16万円、19年2月及び同年3月は15万円、同年4月は16万円、同年5月は15万円、同年6月から同年8月までは16万円、同年10月、同年12月及び20年2月は17万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年3月1日から21年4月1日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額16万円、20年4月から同年6月までは標準報酬月額18万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を同年3月から同年8月までは16万円、同年9月から21年3月までは18万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

## 2 申立内容の要旨

申立期間：平成9年12月1日から21年4月1日まで

私は、平成9年12月にA社に入社し、21年3月末に退社した。

ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が、給与明細書の総支給額よりも低額になっているので、実際に支給された報酬に対応する標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、平成9年12月1日から21年4月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成9年12月1日から20年3月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、厚生年金特例法を、同年3月1日から21年4月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間のうち、平成9年12月1日から16年9月1日までの期間及び17年9月1日から20年3月1日までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間においてオンライン記録より高額 of 標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の総支給額又は保険料控除額から、平成9年12月は17万円、10年1月は15万円、同年2月は17万円、同年3月及び同年4月は16万円、同年5月から同年7月までは17万円、同年8月は15万円、同年9月は16万円、同年10月は15万円、同年11月及び同年12月は17万円、11年1月は15万円、同年2月から同年7月までは17万円、同年8月は18万円、同年9月は16万円、同年10月は17万円、同年11月は19万円、同年12月は17万円、12年1月は15万円、同年2月から同年4月までは19万円、同年5月は17万円、同年6月から同年10月までは19万円、同年11月は24万円、同年12



月は20万円、13年1月は16万円、同年2月は19万円、同年3月は20万円、同年4月は22万円、同年5月は19万円、同年6月は20万円、同年7月は24万円、同年8月及び同年10月は17万円、同年11月は18万円、同年12月は24万円、14年2月は17万円、同年3月は18万円、同年4月は20万円、同年5月は17万円、同年6月及び同年7月は20万円、同年8月及び同年9月は17万円、同年12月及び15年2月は18万円、同年4月及び同年6月は19万円、同年7月は18万円、同年8月は19万円、同年12月は17万円、16年2月は18万円、同年3月、同年4月及び同年6月は17万円、同年7月は20万円、17年10月、18年1月、同年4月、同年6月、同年7月及び同年8月は17万円、同年12月は16万円、19年2月及び同年3月は15万円、同年4月は16万円、同年5月は15万円、同年6月から同年8月までは16万円、同年10月、同年12月及び20年2月は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる総支給額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる総支給額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間について、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年9月、14年1月、同年10月、同年11月、15年1月、同年3月、同年5月、同年9月から同年11月まで、16年1月、同年5月、同年8月から17年9月まで、同年11月、同年12月、18年2月、同年3月、同年5月、同年9月から同年11月まで、19年1月、同年9月、同年11月及び20年1月については、申立人から提出された給与明細書において確認できる総支給額又は保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成20年3月1日から21年4月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、15万円及び16万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額16万円、20年4月から同年6月までは標準報酬月額18万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、平成20年3月から同年8月までは16万円、同年9月から21年3月までは18万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和57年7月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月28日から同年9月20日まで

私は、昭和57年3月に製造会社であるB社に入社し、同年7月28日付で同社の販売会社であるA社に異動となったが、同社に係る厚生年金保険の資格取得日が同年9月20日とされており、申立期間の年金記録が空白となっている。しかし、私は、途中退職することなく、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の加入記録、A社から提出された在籍証明書及び回答書から判断すると、申立人は、B社及び関連会社のA社に継続して勤務し（昭和57年7月28日にB社からA社に転籍を伴う異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和57年9月の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びC厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員資格取得届の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成20年5月1日、資格喪失日が同年10月1日とされ、当該期間のうち、同年9月27日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年9月27日から同年10月1日まで

私は、申立期間においてA社に勤務しており、当時の給与明細書から厚生年金保険料も控除されていることが分かるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、A社から提出された申立期間に係る勤務実態を記録した「タイムシート」及び回答書により、申立人が同社に平成20年5月1日から同年9月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成20年9月の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は15万円、申立期間②及び③は17万6,000円、申立期間④は19万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月7日  
② 平成18年12月7日  
③ 平成19年7月13日  
④ 平成19年12月12日

年金記録を確認したところ、賞与から厚生年金保険料を控除されていたのに厚生年金保険の記録が無いので、申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間に支給された賞与に係る明細書により、申立人は、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②、③及び④については、当該期間に支給された賞与に係る明細書により、申立人は、18万円（申立期間②及び③）及び20万円（申立期間④）の賞与額の支払を受け、17万6,000円（申立期間②及び③）及び19万1,000円（申立期間④）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与か

ら控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間②、③及び④の標準賞与額については、賞与に係る明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間②及び③については17万6,000円、申立期間④については19万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間に係る賞与支払届を未提出であった旨届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(34万8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を34万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 8 日

ねんきん定期便で申立期間の標準賞与額の記録が無いことを知った。賞与支給明細書では厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正(追加)してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(34万8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和35年9月30日に、資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月30日から同年11月1日まで

私は、A社に昭和28年12月1日から平成9年5月31日まで勤務した。しかし、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間も継続して同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された経歴書及び雇用保険の記録により、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（同社C支店から同社B支店に異動、同社同支店から同社本社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社から提出された経歴書によると、申立人の同社B支店の勤務期間は、昭和35年9月から39年9月と月単位で記載され、異動日までは確認できないものの、オンライン記録によると、前職の同社C支店における資格喪失日が35年9月30日とされていることから、申立期間については、申立人の同社B支店の資格取得日に係る記録を同年9月30日とすることが妥当である。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和35年11月1日に本社一括適用となっており、申立人についても、同社B支店の在籍中に適用事業所が本社に変更になったものと考えられることから、申立期間については、申立人の同社同支店の資格喪失日に係る記録を同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和35年8月の記録及び申立人と同時期に同社B支店で勤務した同僚の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明としているが、事業主が被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年2月17日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年1月26日から同年2月17日まで  
② 平成11年10月から15年2月まで

私の厚生年金保険被保険者記録は、A社から関連会社のB社に異動した際の申立期間①が空白になっている。しかし、私は、当該期間に会社を辞めておらず、納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

また、私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間②については、実際の給与より厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額が低く記録されているので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社及びB社に係る商業登記簿及びオンライン記録によると、両事業所は、事業主が同じであることが確認できるとともに、同社で厚生年金保険被保険者記録のある同僚は、「A社及びB社は関連会社である。」と証言している。

また、当該同僚は、「申立人は、A社からB社に異動してきたが、その際、勤務は継続していた。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、B社は、平成10年2月17日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人を含め3人が同日に被保険者資格を取得していることが確認できるところ、A社とは別の関連会社であるC社からB社に異動した2人の同僚は、C社の資格喪失日が同日とされ、申立期間①におい

て被保険者記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社及び関連会社のB社に継続して勤務し（A社からB社に異動。）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①に係る異動日を確認できる関連資料は無いが、上述のとおり、別の関連会社であるC社からB社に異動した同僚は、同社が適用事業所となった日（平成10年2月17日）まではC社の被保険者記録が確認できることから、申立人も同様に、当該期間はA社の被保険者期間であったと考えられ、当該期間については、同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年12月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主は、不明としているが、オンライン記録における資格喪失日が、雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が処理を誤ったとは考え難いことから、事業主が平成10年1月26日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、当該期間のうち、平成11年11月、13年3月及び同年10月については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額より高額の給与を受け取っていたことが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額（22万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間②のうち、平成14年1月から15年2月までの期間については、D市が保管している申立人の源泉徴収票及び給与支払報告書（個人別明細書）により、当該期間の社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく健康保険料及び厚生年金保険料に雇用保険料を加えた合計額とおおむね一致していることが確認できる。

さらに、申立期間②のうち、平成11年10月、同年12月から13年2月までの期間、同年4月から同年9月までの期間、同年11月及び同年12月については、給

与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は無いが、上述のとおり、保険料控除額が確認できる期間については、保険料控除額に見合う標準報酬月額（22万円）が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できるところ、オンライン記録によると、申立人の申立期間②における標準報酬月額は全期間同額（22万円）とされていることから、当該期間についても、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

加えて、複数の同僚から提出された平成11年11月から12年1月までの期間、同年4月、同年9月、13年6月及び同年9月の給与明細書によると、申立人と同様に、給与の総支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額を、申立期間①は4万円、申立期間②は118万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年3月15日  
② 平成17年12月22日

私は、申立期間①及び②において、A事業所から賞与の支給があつたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いため、当該期間について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書の写し、A事業所から提出された平成17年3月分及び同年12月分の賞与支給控除一覧表の写しにより、申立人は、申立期間①において4万円、申立期間②において118万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案5453

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 2 月 1 日から 36 年 6 月 15 日まで  
② 昭和 36 年 6 月 16 日から 37 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金が支給済みであることを知った。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査し、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすることとされているが、申立人に支給されている脱退手当金は、申立期間より後の事業所の被保険者期間（10か月）が、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

また、申立人が、脱退手当金の支給日（昭和38年8月13日）直前まで勤めていた事業所における被保険者期間を失念するとは考え難い上、申立期間と同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず、旧姓で請求したことが考えられるが、申立人は、脱退手当金の支給日直前まで勤めていた事業所における被保険者期間中で、支給日の10か月前である昭和37年10月に婚姻し、改姓していること及び当該事業所に係る被保険者期間中に健康保険厚生年金保険被保険者原票の氏名変更処理が行われていることから、申立人が請求したとは考え難い。

加えて、前述のとおり、脱退手当金の支給日直前まで勤めていた事業所に係る被保険者期間が請求されていないことから、同事業所が代理請求したことも考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び39年8月から43年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和39年8月から43年8月まで

私は、国民年金が始まった頃、女性は任意加入と思っていたが、国民年金保険料は100円であったことと、夫が自営業で退職金等がなかったことから将来のことを考え、夫と共に国民年金に加入し保険料を納付していた。

また、夫が兄の会社で厚生年金保険に加入しているときも国民年金に加入して保険料を納付していたので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金が始まった頃に夫と共に加入し、保険料を納付していたとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、夫については、申立人の主張のとおり、国民年金手帳記号番号が昭和35年12月頃に払い出され、国民年金の加入手続が行われているが、申立人の手帳記号番号は38年4月頃に払い出されており、これ以外に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の加入手続が行われたものとみられる。

また、申立期間①は、上記のとおり、夫が国民年金に加入していた期間であったことからみて、申立人についても、本来であれば強制加入となる期間であったものと考えられるが、オンライン記録によると、申立人に係る国民年金被保険者資格は、申立期間①直後の昭和37年4月に強制加入被保険者として取得したとされていることから、申立期間①については、申立人は国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間①は、夫の保険料は納付済みとされているが、上記のとおり、夫は国民年金に加入していた期間であったのに対し、申立人は国民年金に未加入であることから、状況が異なり、夫の保険料が納付されていることをもって、申立人の保険料が納付されていたとは推認し難い。

加えて、申立期間②は、夫は、昭和 39 年 9 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、当該資格を 43 年 9 月に喪失していることから、申立人は、申立期間②のうち、39 年 9 月から 43 年 8 月までは、国民年金に任意加入であったところ、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、申立人は、39 年 8 月に国民年金の被保険者資格を喪失し、夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 43 年 9 月に、再度、国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる。本来であれば、申立期間②のうち、39 年 8 月については、夫が厚生年金保険の被保険者資格を取得する前の期間であったことから、申立人は国民年金に強制加入となる期間であり、被保険者資格を喪失することはできないが、夫に係る国民年金被保険者台帳によると、申立人と同様に国民年金に強制加入となる期間であった夫も、被保険者資格を喪失していることが確認できることから、夫の国民年金の被保険者資格の喪失が行われた際に、申立人に対しても併せて被保険者資格を喪失したとする処理が行われていたものとみられる。このため、申立期間②についても、申立人は国民年金に未加入であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から同年11月まで

平成10年4月に会社を退職した後、A市B区役所に行き国民健康保険への加入を断り国民年金のみ加入手続を行ったが、国民年金保険料を滞納したまま同年12月から次の会社に就職した。その後、同区役所から同年12月に就職した会社に連絡があり、これを受けた経理担当者を通じ保険料を納付しないと給与が差押えになると言われたため、現金で納付したことを記憶しているため、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区役所から平成10年12月に就職した会社に連絡があり、これを受けた経理担当者を通じ国民年金保険料を納付しないと給与が差押えになると言われたため、現金で納付したとしているが、納付金額、納付場所、納付時期等についての記憶は曖昧であることから、納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、平成10年4月に会社を退職した後、A市B区役所に行き国民年金の加入手続を行ったとしているが、オンライン記録及び同市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立人は20歳となる6年\*月\*日に国民年金被保険者資格を取得し、厚生年金保険被保険者資格を取得した8年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失した後、再び同資格を取得したのは、10年12月に就職した会社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した17年5月13日であることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入であり保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、申立人については、平成10年4月に退職した会社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年4月25日を加



入勸奨事象発生年月日とする勸奨関連対象者一覧が、次の会社に就職後の同年12月24日に作成されていることが確認できることから、同年4月に会社を退職した後に国民年金加入手続が行われたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月から9年3月まで

平成11年3月に会社を退職する際、事務の方に教えてもらい国民年金加入手続を行った。申立期間当時は学生だったので国民年金保険料を未納にしていたが、会社を退職した時の退職金で未納分の保険料を遡って郵便局で一括納付したので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生の際は保険料が納付できなかったので、会社を退職した平成11年4月頃に国民年金加入手続を行い、退職金で未納分の保険料を遡って一括納付したとしているが、一括納付した保険料額及び納付時期の記憶は明確でないことから、納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は学生時代には国民年金の加入手続を行った記憶は無いとしている上、オンライン記録によると、平成11年4月20日に、遡って申立期間を国民年金被保険者期間とする処理が行われていることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続はこの頃に初めて行われたとみられ、この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、8年8月から9年2月までは既に時効が成立しており保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立期間のうち、平成9年3月については、加入手続時期において時効成立前であり、保険料を納付することは可能であったものの、申立人の主張は、申立期間の8か月分の保険料を一括納付したとするものであり、当該1か月分の保険料のみを納付したと推認することはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成元年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成元年12月まで

私たち夫婦は、昭和45年9月からA市に住んでおり、申立期間当時、国民年金保険料は妻が私の分と一緒に集金に来た町内婦人会の班長に納付していたはずである。申立期間が申請免除とされていることは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとする妻は、保険料は数か月ごとに地区の班長に納付していたとしているものの、i) 妻は、申立期間の保険料の納付周期及び納付金額はよく覚えていないとしていること、ii) A市では、昭和61年4月からは納付書の発行がそれまでの3か月単位から月単位となり、それに対応し、徴収も毎月行っていたとしていることから、妻の申立期間の保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録を見ると、申立期間は申請免除とされており、昭和61年度の免除申請日は昭和61年4月12日、62年度の免除申請日は62年4月18日、63年度の免除申請日は63年6月9日、平成元年4月から同年12月までを含む平成元年度の免除申請日は同年5月2日とされているほか、妻も昭和61年度は申立人と同様に申請免除とされ、その免除申請日は申立人と同一日とされていることが確認できる上、A市の国民年金資格記録電子データ結果表及び国民年金納付記録電子データ表のいずれにおいても、申立人の申立期間及び妻の同年度は申請免除とされていることから、これら記録に齟齬<sup>そご</sup>は無く、不自然な点は見受けられない。

さらに、A市では、免除承認通知書が送付される前に申請免除とされた期間の保険料が既に納付済みとされていた場合、当該保険料は還付していたとして

いるものの、申立人の申立期間における保険料及び妻の昭和 61 年度の保険料が還付されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から50年9月までの国民年金保険料(付加保険料を含む。)については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から50年9月まで

私は、昭和41年9月頃に夫とA市役所に行き、国民年金の任意加入の手続を行った。その時に付加保険料の説明を聞き、年金を多く受け取れるようにと思い、併せて付加年金にも加入した。申立期間の保険料は、私か夫が市役所で毎月納付していたが、納付金額の記憶は無い。納付を証明できるものは無いが、第3号被保険者制度ができたその20年前から付加保険料も含めて納付したはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年9月頃にA市役所で国民年金の任意加入手続を行い、同時に付加年金にも加入し、申立人又は夫が同市役所で毎月定額保険料及び付加保険料を納付していたとしているところ、付加年金制度が開始されたのは45年10月からであり、申立人が加入手続をしたと主張する41年9月時点では同制度は無かった上、同市では申立期間当時、保険料の収納は3か月ごとであったとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年9月18日にA市に払い出されており、資格取得日は任意加入被保険者として同年10月11日とされていることから、申立人の加入手続はこの資格取得日に行われたものとみられる。この資格取得日は、同市の国民年金被保険者名簿兼関係報告書の「資格取得」欄に記載されている日付及び申立人が所持する年金手帳に記載されている「はじめて被保険者となった日」とも一致している上、付加年金の加入時期についても、オンライ

ン記録の付加記録欄には「申出／該当 昭 50. 10. 0」、同市の同報告書の「付加」欄には「50 年 10 月」、年金手帳の「国民年金の記録」欄には「附加年金 50. 10. 11」と記載されており、これら記録に齟齬<sup>そご</sup>は無く、不自然な点は見受けられない。夫は申立期間においては厚生年金保険被保険者であったことから、申立期間は任意加入対象期間となり、制度上、加入手続時点から当該期間を遡って被保険者資格を取得することはできず、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、当該期間の定額保険料及び付加保険料を納付することはできない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年2月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月から同年8月まで

私は平成9年2月に会社を辞めたので、いつかは覚えていないがA町役場で国民年金の加入手続を行った。初めて国民年金に加入したため、国民年金保険料の納付方法が分からず同町役場で説明を受け、1、2か月は同町役場に出向き納付書で納付した。その後は納付できなかったが、以前勤務していた会社の人から「遅れてもいいから納付したほうが良い。」と言われたので失業保険で納付した記憶がある。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後にA町役場で国民年金の加入手続を行い、納付書により申立期間の国民年金保険料を最初は1、2か月分を役場窓口で納付し、後に失業保険が入ってから残る期間の保険料を何回かに分けて納付したとしているところ、申立人は、加入手続時期、申立期間の保険料の納付時期、納付回数、納付対象期間、納付金額などについては覚えていないとしていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及びA町の国民年金被保険者名簿共に申立期間は未納とされており、これら記録に齟齬<sup>そご</sup>は無く、不自然な点は見受けられない。

さらに、申立人は、前述のとおり、申立期間の保険料を最初は1、2か月分を役場窓口で納付し、後に失業保険が入ってから残る期間の保険料を何回かに分けて納付したとしているところ、この時期になると、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能

性は少なくなっていると考えられ、申立人が複数回にわたって納付したとする申立期間の保険料の納付記録について全て記録漏れ等が生じたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月から7年3月まで

私が20歳になったときに、母親がA市役所で私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。当時、私は学生だったので、私が就職するまで母親が国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続き及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、A市役所で申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付していたとしているところ、申立人の加入手続き時期、加入手続き後において交付される国民年金手帳の受領の有無、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人に係る加入手続き及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によれば、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、基礎年金番号導入（平成9年1月）後の14年4月21日とされており、基礎年金番号導入以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、このことは、申立人が所持する制度共通の年金手帳（7年4月1日から使用）に国民年金手帳記号番号の記載が無いこと、及びA市において、申立期間に係る申立人の加入及び納付記録が存在しないこととも符合する。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、母親が申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる

周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から63年3月まで

私は、平成2年頃にA市B区C支所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後、送付されてきた納付書で5年間分の保険料を遡って2回に分けて郵便局か銀行で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年頃にA市B区C支所で国民年金加入手続を行い、その後、送付されてきた納付書で5年間分の保険料を遡って2回に分けて郵便局か銀行に納付したとしているところ、i) 申立人は、保険料の納付時期及び納付金額については覚えていないとしていること、ii) 申立人が加入手続を行ったとする時期は特例納付実施期間ではなく、制度上、保険料は納付期限から2年を経過すると時効となり、それ以降は納付できなくなることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、A市の申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、資格取得日はオンライン記録と同様、昭和56年4月1日とされており、同名簿の受付記録欄には「2. 4. 9 新規」と記載されていることから、申立人の国民年金加入手続は、平成2年4月9日に行われたものとみられる。このため、この加入手続の時点では、申立期間のうち、昭和63年1月から同年3月までの保険料は、過年度納付が可能であった。しかしながら、i) 申立人は、加入手続後、申立期間に係る過年度納付書が送付されてきたとしているところ、同市では、過年度納付書を送付することはなかったとしていることから、申立人が受領したとする過年度納付書は、社会保険事務所（当時）から送付されたものと考えられること、ii) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号

番号は、平成2年6月11日に同市B区で払い出されていることが確認できることから、社会保険事務所から申立人に過年度納付書が発行されるのは、国民年金手帳記号番号払出日以降となり、この手帳記号番号払出日を基準とすると、過年度納付書の発行可能な期間は昭和63年4月から平成2年3月までとなることから、申立期間は時効により過年度納付書は発行されず、申立人は当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2815（事案 941、1509、1977 及び 2370 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

私は、A 市 B 区の飲食店に勤務していた当時の同僚が年金(厚生年金保険か国民年金かは不明。)に加入していたということを聞いたことがあるので、同僚が加入していて私が加入していないのは納付できないし、また、退職して同市 C 区 D 町で飲食店を開業してからは、妻の兄嫁に国民年金の加入を勧められて加入し、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を近所の女性の集金人に納付していたという申立内容で、これまで 4 回、第三者委員会に申立てをしたが、いずれも申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないという通知文を受け取った。

今回、新たな周辺事情や関連資料は無いが、以前から申し立てているように、申立期間の保険料を集金人に納付しており、そのことを証言できる人がいる。申立期間が未納とされているのは、A 市が納付記録を廃棄し、消してしまったためである。申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出日から申立人夫婦の国民年金の加入手続は申立期間後の昭和 42 年 6 月頃に行われたと推認されること、申立人には加入手続及び保険料納付に関する具体的記憶が無い上、保険料を納付していたとする妻が病気のため、その状況について確認することができないこと、申立期間当時に申立人夫婦が居住していた A 市 C 区 D 町で保険料を集金していた集金人に聴取しても、申立人夫婦の保険料を集金していたことをうかがわせる証言は得られなかったことなどから、当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でない

する通知が行われている。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付方法を思い出したほか、新たな証言者が二人見付かったとして当委員会に再申立てを行ったが、申立人が主張する加入手続の時期は、新たな証言者の証言と矛盾すること、新たな証言者から聴取を行っても、申立人夫婦が保険料を納付していたことをうかがわせる証言は得られなかったことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年6月17日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料の納付について、新たな証言者が見付かったと申し立てている。しかし、当該証言者は、前回の申立て（再申立て）の口頭意見陳述の際に、申立人が主張した証言者と同一者であり、新たな証言者とは認められない上、改めて、同人に聴取しても、申立人夫婦がA市C区D町で経営していた飲食店を同人が訪れ国民年金のことを聞いたのは、申立期間後の昭和42年6月以降のことであるとの説明に変更は無く、申立人夫婦の申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる証言は得られなかったことから、既に当委員会の決定に基づく平成22年1月14日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

加えて、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料の納付について、新たな証言者が見付かったと申し立てている。しかし、当該証言者は、前々回の申立て（再申立て）の際に、申立人が主張した証言者と同一者であり、新たな証言者とは認められない上、改めて、同人に聴取しても、申立人夫婦の申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる証言は得られなかったことから、既に当委員会の決定に基づく平成22年8月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その上、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料の納付について、新たな情報や資料は無いが、申立期間の保険料を集金人に納付していたことを証言できる人がいると申し立てている。しかし、この証言できるとする者は、前回及び前々々の申立て（再申立て）の際の証言者と同一者であり、新たな証言者とは認められない上、今回も改めて同人に聴取するも、申立人夫婦の申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 2816（事案 942、1508、1978 及び 2373 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

私は、A 市 B 区の飲食店に勤務していた当時の同僚が年金(厚生年金保険か国民年金かは不明。)に加入していたということを聞いたことがあるので、同僚が加入していて私が加入していないのは納付できないし、また、退職して同市 C 区 D 町で飲食店を開業してからは、兄嫁に国民年金の加入を勧められて加入し、私が夫婦二人分の国民年金保険料を近所の女性の集金人に納付していたという申立内容で、これまで 4 回、第三者委員会に申立てをしたが、いずれも申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないという通知文を受け取った。

今回、新たな周辺事情や関連資料は無いが、以前から申し立てているように、申立期間の保険料を集金人に納付しており、そのことを証言できる人がいる。申立期間が未納とされているのは、A 市が納付記録を廃棄し、消してしまったためである。申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出日から申立人夫婦の国民年金の加入手続は申立期間後の昭和 42 年 6 月頃に行われたと推認されること、申立人夫婦の保険料を納付していたとする申立人が病気のため、その状況について確認することができない上、夫には加入手続及び保険料納付に関する具体的記憶が無いこと、申立期間当時に申立人夫婦が居住していた A 市 C 区 D 町で保険料を集金していた集金人に聴取しても、申立人夫婦の保険料を集金していたことをうかがわせる証言は得られなかったことなどから、当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 15 日付け年金記録の訂正

は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付方法を思い出したほか、新たな証言者が二人見付かったとして当委員会に再申立てを行ったが、申立人が主張する加入手続の時期は、新たな証言者の証言と矛盾すること、新たな証言者から聴取を行っても、申立人夫婦が保険料を納付していたことをうかがわせる証言は得られなかったことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年6月17日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料の納付について、新たな証言者が見付かったと申し立てている。しかし、当該証言者は、前回の申立て（再申立て）の口頭意見陳述の際に、申立人が主張した証言者と同一者であり、新たな証言者とは認められない上、改めて、同人に聴取しても、申立人夫婦がA市C区D町で経営していた飲食店を同人が訪れ国民年金のことを聞いたのは、申立期間後の昭和42年6月以降のことであるとの説明に変更は無く、申立人夫婦の申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる証言は得られなかったことから、既に当委員会の決定に基づく平成22年1月14日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

加えて、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料の納付について、新たな証言者が見付かったと申し立てている。しかし、当該証言者は、前々回の申立て（再申立て）の際に、申立人が主張した証言者と同一者であり、新たな証言者とは認められない上、改めて、同人に聴取しても、申立人夫婦の申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる証言は得られなかったことから、既に当委員会の決定に基づく平成22年8月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その上、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料の納付について、新たな情報や資料は無いが、申立期間の保険料を集金人に納付していたことを証言できる人がいると申し立てている。しかし、この証言できるとする者は、前回及び前々々の申立て（再申立て）の際の証言者と同一者であり、新たな証言者とは認められない上、今回も改めて同人に聴取するも、申立人夫婦の申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年1月まで

私は、会社退職（平成11年3月）後、国民年金の加入手続を行った。加入後、自身では国民年金保険料は納付していなかったが、母親が申立期間の保険料をまとめて納付しておくと言っていた覚えがある。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職（平成11年3月）後、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、母親がまとめて納付しておくと言っていたのを覚えているとしているところ、i) 申立人は、申立期間に係る加入手続場所及び加入手続時期について覚えていないとしていること、ii) 申立期間の保険料納付は、当初の申立てにおいては、自身で13年夏頃にまとめて納付したと主張していたが、聴取の過程で、母親が申立期間の保険料をまとめて納付しておくと言っていたのを覚えているとする主張に変更している上、申立人は、母親も当時の納付状況については覚えていないと思うので、母親への聴取の必要は無いとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成11年4月1日付けで第1号・第3号被保険者取得勸奨者とされ、申立人に対して第1号・第3号被保険者取得勸奨状が同年10月に送付され、その後、未加入期間国年適用勸奨状が12年2月に送付されているほか、社会保険事務所（当時）から13年6月11日に納付書が作成・送付されていることが確認できる。このことから、申立人の国民年金加入手続は、この未加入期間

国年適用勸奨状が送付された後に行われたものとみられ、その際、資格取得日を遡って11年4月1日とされたものの、この加入手続後、申立期間の保険料が未納とされていたことから、13年6月11日に、申立人に対して、この時点で保険料が未納とされていた期間の過年度納付書が作成・送付されたものと推認できる。この過年度納付書が作成・送付された時点を基準とすると、申立期間のうち、11年4月は、時効により過年度納付対象期間に含まれないことから、当該期間の保険料を納付することはできない上、前述のとおり、申立人及びその母親共に申立期間の保険料の納付時期についての記憶も無いことから、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情を見いだすことはできない。

さらに、オンライン記録及びA市の「国民年金被保険者台帳」の納付記録欄においても、申立期間の保険料は未納とされており、これら記録に齟齬<sup>そご</sup>は無く、不自然な点は見受けられないほか、申立期間の時期は、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで

申立期間にA病院に勤務していたにもかかわらず、同期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A病院から提出された「履歴書」、「経歴換算書」及び「職員採用発令の件内申」(人事関係資料)から判断して、申立人は、申立期間において、申立てに係る同病院ではなく、B大学C部D科教室に在籍していたことがうかがえる。

しかし、B大学は、「申立期間当時の常勤職員及び非常勤職員の人事記録を調査したが、申立人の記録は見当たらない。当時は、C部の教室に籍を置いていた無給の研究員がいたので、申立人も、そのような研究員の一人だったのかもしれない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、B大学において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「申立人のことは知らない。申立期間当時、研究のためC部の教室に無給の研究員が籍を置いていた。」「無給の研究員がいる教室は、C部全体で20ぐらいあったと記憶している。このような研究員が何人いたかまでは知らない。」と証言しており、申立期間当時、同大学C部には複数名の無給の研究員が在籍していたことがうかがえる。

さらに、B大学に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間において、A社で事務員として勤務し、結婚のため同社を退職した。

年金の問い合わせの通知をもらい、申立期間における厚生年金保険の記録が気になるので、調査してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社の所在地及び同社の業務内容が、同社に係る商業登記簿謄本の記載事項と合致していることなどから判断して、勤務した期間は特定できないものの、申立人が、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、商業登記簿謄本によると、A社は、昭和59年12月\*日に解散しており、申立期間当時の事業主は死亡しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立期間において、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、申立期間当時の事業主及び役員（事業主の子息）についても、申立期間の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は、A社の同僚の名前を記憶しておらず、同僚とは連絡が取れないため、申立期間当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 21 日から同年 8 月 30 日まで

私は、A事業所に妻と一緒に入社し、申立期間において勤務した。妻には厚生年金保険の記録があるのに、私には記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断して、勤務した期間は特定できないが、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所は、「申立期間当時の資料が無く、当時の事業主も死亡しているため、厚生年金保険に関しては分からない。」と回答しており、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A事業所の複数の同僚は、「当時、経験が無い職人は、入社後数か月間は見習として扱われ、見習期間中は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」旨証言していることから、申立期間当時同事業所では、入社後直ちに全ての従業員について厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

さらに、申立人がA事業所の後に勤務したB社に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出日は、申立期間内の昭和41年7月14日とされており、申立人は、同日には、既に同社に勤務していたことがうかがえる。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年10月頃から42年8月頃まで  
② 昭和59年1月頃から平成3年12月頃まで

私は、申立期間①及び②においてA社に勤務し、経理事務をしていた。当時、一緒に働いていた人の顔は覚えているが名前は分からず、書類も所持していないが、厚生年金保険料を引かれていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、当時、A社で経理担当であった同僚は、「昭和35年8月から平成元年10月まで、私が経理を担当していた期間で、申立人の記憶は無い。当時は、社員の入れ替わりが激しく、厚生年金保険に加入していない者もいた。」と証言している上、当該期間に同社において厚生年金保険被保険者記録の確認できる複数の同僚に聴取しても、申立人の同社における勤務実態をうかがわせる証言は得られない。

また、オンライン記録及び適用事業所台帳によれば、A社は、昭和36年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち、同日以前の期間において適用事業所であったことが確認できない。

さらに、A社は、当時の書類を保管しておらず、当時の厚生年金保険の取扱いについては不明であるとしているものの、上述の複数の同僚が、「A社では厚生年金保険の加入について希望を聞かれた。」と証言していることから、当時、同社では、入社と同時に従業員全員が厚生年金保険の被保険者資格を取得する取扱いではなかった状況がうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間①のうち、昭和40年4月から41年12月までの期間において国民年金の保険料納付記録が確認できる。

なお、申立人は、「A社で経理事務に従事していた。申立期間①については、休職した期間があった。申立期間②については、勤務期間は2年ほどであった。」などと述べているが、具体的な勤務時期や職務内容に係る記憶が曖昧である上、当時の上司及び同僚の名前も記憶していないなど、申立人の主張には具体性が乏しい。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案 5458 (事案 2526 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 31 日から同年 9 月 13 日まで

私は、A事業所の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることを知り、申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたところ、平成 22 年 3 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、新たな資料等はないが、継続勤務していたのに厚生年金保険の空白期間が生ずるのにはあり得ないので、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、現在の事業主及び同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは推認できるが、同事業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できないこと、同事業所は、申立期間当時の関係書類が保存されていないと回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認できないこと等から、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 3 月 17 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料等はないが、継続勤務していたのに厚生年金保険の空白期間が生ずるのにはあり得ない。再度調査してほしい。」と申し立てている。

しかし、申立期間の前に勤務したB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同事業所が昭和 36 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことにより、同事業所の厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているとともに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所は、同年 9 月 13 日に適用事業所（強制適用事業所に該当しない任意包括適用の対象となる事業所で、認可を受けてから適用事業所となる。）

となったことが確認できることから、申立期間において、B事業所及びA事業所は、いずれも適用事業所であった記録が確認できないところ、上記申立人の主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5459

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 9 日から 6 年 1 月 1 日まで

私は、A社を退社後、B社に平成5年10月9日に入社したが、それから6年1月1日までの期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書、申立人から提出された履歴書及び同僚の証言により、申立人が申立期間において同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、B社は、平成6年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において同社が適用事業所であった記録は確認できない。

また、オンライン記録により、B社の事業主、申立人及び複数の同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、いずれも同社が厚生年金保険の適用事業所となった日（平成6年1月1日）であることが確認できる。

さらに、B社は、「新会社設立時における諸手続が間に合わなかったため、平成6年1月1日に厚生年金保険の適用事業所になったと考えられるが、関係資料を保管しておらず、当時のことは確認できない。」と回答していることから、同社における申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年 8 月20日頃から39年 9 月 5 日頃まで  
私と一緒にA社に勤務していた先輩や後輩には厚生年金保険の記録があるのに、私には記録が無いので納得できない。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社の厚生年金保険被保険者記録のある同社の現事業主が、申立人を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人が記憶している同僚は、同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

また、前述の事業主は、「当時、父が事業主であったので詳細は把握していないが、申立期間当時は、従業員の出入りが多く、全員を厚生年金保険に加入させるような取扱いではなかったことを覚えている。」と証言している。

さらに、申立期間におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、健康保険整理番号に欠番が無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月1日から42年3月1日まで

A社には学生時代にアルバイトとして勤務し、契約社員などを経て社員となり、定年まで継続して勤務したが、年金記録を確認したところ、勤務の途中に空白期間がある。アルバイトとして勤務した時期に年金記録があるのに、本来加入していなければならない時分に空白期間があることは考えられない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社において申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の証言から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社から提出された人事記録により、申立人が昭和42年3月1日に嘱託補助員として入社したことが確認できるところ、当該日付は、雇用保険の記録及びオンライン記録における申立人の2回目の資格取得日と一致している。

また、申立期間当時の複数の人事担当者は、「当時は、人事制度の整備が行われていた時期であり、社員に登用されていない者や他社への就職あっせんを希望しなかった者等について、社会保険への加入を含めて身分を白紙に戻すことがあった。」と証言しているところ、複数の同僚の証言から、申立期間当時、申立人と同じ部署で勤務し、同じ雇用形態であったとされる同僚は、オンライン記録により、申立人と同様に厚生年金保険被保険者資格を喪失及び再取得しており、申立期間に係る被保険者記録が無いことが確認できる。

さらに、A社は、申立人に係る資料について、「昭和42年3月1日入社からの資料は保管されているが、それ以前の勤務に関する資料は無い。」と回答していることから、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除について確

認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から3年6月まで

申立期間の標準報酬月額が、財務諸表上の役員報酬の額に見合うものより低額となっていると思われるため、適正なものに訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の代表取締役である申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかし、申立人から提出された資料により、申立期間の各月において支払われた役員報酬額及び当該報酬から控除された厚生年金保険料の額を確認することはできず、当該事項に係る申立人の記憶も曖昧である上、申立人は、事業所が行った届出の内容を確認できる資料は無いとしている。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、特例法に基づき記録訂正が認められるか否かを判断し

ているところであるが、特例法第1条第1項ただし書の規定では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、申立人は、申立期間における自己の役員報酬に係る保険料控除額の計算を自ら行っていた旨証言している。

したがって、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められたとしても、当該期間当時、申立てに係る事業所の代表取締役及び給与計算事務を行っていた者として、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間について、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和20年5月20日から22年7月31日までA社に勤務しており、最終日も出勤したと記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人に係る資格喪失届の控えが残っており、資格喪失日が昭和22年7月31日となっているので、退職日は同年7月30日であると考えている。」と回答している。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、申立人は、昭和22年7月31日に資格喪失していることが確認できる上、当該喪失日は、厚生年金保険被保険者台帳、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録の資格喪失日と一致している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚4人のうち3人は連絡先が不明であり、残る1人は、「申立人が働いていたのは知っているが、勤務期間までは覚えていない。」と回答している上、申立期間当時のA社の事業主は既に亡くなっているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 5464(事案 804 及び 2229 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から同年12月まで  
② 平成14年11月から15年6月まで

申立期間①については、正社員としてA社に勤務していたにもかかわらず厚生年金保険の記録が無いので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい旨申し立てたが、平成21年1月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

また、申立期間②については、B社で雇用保険の被保険者記録があり、私の預金通帳には同社からの給与振込が確認できるので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい旨申し立てたが、平成22年1月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に勤務していたことは間違いないので、前回の審議結果に納得できない。新たな資料等はないが、再度審議の上、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、A社の経理担当者及び同僚の証言により、勤務期間は不明だが申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、同社は既に解散しており、当時の事業主も既に死亡している上、同社の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無いことのほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間②に係る申立てについては、申立人はB社でパート社員として仕事をしていたと主張しているところ、雇用保険の記録（平成14年11月21日資格取得、15年6月10日離職）により、申立人が当該期間に同社に勤務していたことについては認められるものの、当時の事業主及び複数の同僚は、「パート社員は、厚生年金保険被保険者資格を取得していなかった。」と証言している上、パート社員として同社に勤務していたとする二人の同僚にも、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことのほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年1月27日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料等はないが、前回の審議結果に納得できない。」と主張し、再度申立てを行っているが、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認めることはできない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月頃 から 32 年 2 月頃 まで

申立期間において、A事業所及びB事業所に非常勤職員として勤務していた。給与から、厚生年金保険料、健康保険料、失業保険料及び労働組合費を差し引かれていた。互助会に聞いたところ、非常勤職員は厚生年金保険に加入しているとのことなので、よく調べて、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A事業所は昭和40年5月11日、B事業所は39年8月17日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、A事業所及びB事業所を管轄するC社は、「申立人に係る資料は残っておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答している。

さらに、申立人が、姓のみを記憶している正規職員であった同僚3人について、C社は、「いずれも該当者が確認できない。」と回答しており、証言を得ることはできない。

加えて、D互助会E地方本部は、「A事業所及びB事業所は、当互助会とは別の組織であり、両事業所の非常勤職員が厚生年金保険に加入していたか否かについては、分からない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 12 日から 44 年 9 月 1 日まで  
昭和 43 年 4 月から A 社に勤務した。被保険者記録が 1 か月しかないのは、どう考えてもおかしい。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B 県の A 社に入社し、同社の寮に住み込みで働き、その後近くのアパートを借りて通勤した。」と主張しているところ、戸籍の附票によると、申立人の住所は、昭和 43 年 4 月 12 日から 44 年 9 月 18 日まで B 県の A 社所在地の近隣であったことが確認できる上、申立人が一緒に入社したとして名前を挙げた同僚 C 氏が「申立人と一緒に昭和 43 年 4 月に D 県から B 県に出てきて A 社に入社し、同じ運転手として働いた。」と証言していることなどから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は、「申立期間当時の資料は保管されておらず、当時の取扱いは不明。」と回答しているところ、同社の申立期間当時の事務担当者は、「当時は、すぐ退職する運転手も多かったため、様子を見る期間があり、希望で社会保険に加入させることをしていたように思う。社会保険に加入していない者の給与から厚生年金保険料を控除することは無かった。」と証言している。

また、オンライン記録により、上記同僚 C 氏も入社後しばらくしてから被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、申立人が自分より先に入社していたとして名前を挙げた同僚 E 氏は、「A 社には昭和 42 年頃から勤務したが、厚生年金保険の記録は 45 年からとなっている。」と証言している。

さらに、申立人が一緒に勤務した同僚として名前を挙げた者の中には、A 社における被保険者記録が確認できない者も複数認められることから、申立期間

当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行していなかった状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 1 日から 23 年 1 月 1 日まで

A社には昭和 19 年 4 月に入社し、26 年 12 月に退職するまで途中で休職や退職したことは無く、継続して勤務していた。同社は戦災を免れ、申立期間も休業すること無く営業していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の一人が、「私は、昭和 21 年 10 月 26 日にA社に入社したが、その時、既に申立人は働いていた。」と証言していることから、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、昭和 21 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、23 年 1 月 1 日に再度、適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、A社は、「昭和 32 年 5 月以降の記録は残っているが、申立期間当時の資料は無く、社史なども発行していないため、当時の厚生年金保険の取扱いは不明。」と回答している上、上記同僚も、「申立期間当時の保険料控除のことなどについては分からない。」と証言している。

さらに、申立人が当時の事務担当者として名前を挙げた同僚は、既に死亡している上、昭和 21 年 4 月 1 日にA社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった時に資格喪失している同僚、及び 23 年 1 月 1 日に同社が再度、適用事業所となった時に資格取得している同僚のほとんどが、既に死亡しているか連絡先が明らかでないため、申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から 40 年 2 月 5 日まで  
父の会社であるA事業所では昭和 37 年 5 月から働いていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 37 年 4 月に前の会社を辞めて、同年 5 月からA事業所で勤務し始めた。」と主張しているところ、同僚の一人が、「私は、昭和 35 年 4 月にA事業所に入社したが、申立人は私より 2 年ほど後に入社した。」と証言していることから、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、上記同僚は、「私の厚生年金保険の記録も、入社して約 3 年半後の昭和 38 年 9 月からとなっている。」と証言していることから、A事業所では、申立期間当時、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主（申立人の父）は死亡している上、申立人が名前を挙げた同僚を含め当時の同僚のほとんどが、既に死亡しているか連絡先が明らかでないため、申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月から 39 年 8 月まで

A社又はB社のC市の倉庫で運転手をしていた。A社に勤めていた友達から、当時、厚生年金保険に加入していたと聞いた。友達の名前は思い出せないが、D市で精肉の加工をしていた。給料は上司のE氏からもらっていた。自分も加入していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社又はB社に勤務し、給料は上司のE氏からもらっていた。」と主張しているところ、E氏が、「申立期間当時、私は、F事業所の名称で、兄が経営するA社の近くで仕事をしていた。勤務期間は不明であるが、申立人の名前は記憶している。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人がF事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、F事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、上記E氏は、「F事業所は、個人事業所で、厚生年金保険には加入していなかったため、保険料も控除していなかった。」と証言している。

なお、上記E氏が現在事業主となっているB社は、昭和55年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、A社は、「当時の資料は現存せず、不明。」と回答している上、申立人は、当時の同僚の名前を記憶しておらず、同社の従業員の中に、申立人を記憶する者はいない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間（資格取

得者 25 人)に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 13 日から同年 12 月 23 日まで  
② 昭和 40 年 1 月 8 日から 43 年 1 月 1 日まで

母の知人の紹介でA市のB事業所に勤務し、その後、C保育園に採用され、保母として勤務した。同保育園勤務時に、健康保険証を使用した記憶がある。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A市から提出された人事関係資料により、申立人は、当該期間においてD会B事業所の臨時職員として勤務していたことが認められる。

しかし、D会は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。また、D会は、既に解散している上、当時の事業主及び同僚の連絡先は明らかでないため、当該期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、上記人事関係資料によると、A市のB事業所の職員の待遇として「厚生関係なし」、勤務条件として「保険関係なし」と記載されていることが確認できる。

申立期間②について、E会から提出された人事関係資料及び同会が加入していたF健康保険組合の記録により、申立人は、当該期間において同会C保育園に勤務していたことが認められる。

しかし、E会は、昭和 54 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、上記人事関係資料によると、C保育園の厚生関係として「F健保」と記載があるところ、同保育園の同僚は、「当時は、公立保育園になる前で、健康保険は、A市と同じ健康保険組合に加入できたが、厚生年金保険には入って

いなかった。」と証言している。

さらに、A市から提出されたC保育園の昭和41年12月28日付け及び42年11月1日付け職員給与一覧表によると、申立人を含む職員の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5471

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年3月から35年6月まで  
② 昭和35年7月から36年1月まで  
③ 昭和37年1月から同年8月まで  
④ 昭和38年1月から39年2月まで  
⑤ 昭和44年4月から同年9月まで

私は、A事業所、B事業所、C事業所、D社及びE社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。それぞれの期間は、間違いなく勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録により、A事業所及びその類似名の事業所を検索したが、申立人の主張する所在地に厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、申立人の記憶によると、A事業所の従業員数は、事業主夫婦のほかは二人であるとともに、同事業所の業務内容がサービス業であることから、同事業所は、当時の厚生年金保険の適用事業所とされる要件を満たしていなかったものと考えられる。

申立期間②について、オンライン記録により、B事業所及びその類似名の事業所を検索したが、申立人の主張する所在地に厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、申立人の記憶によると、B事業所の業務内容は、個人経営の飲食店であることから、同事業所は、当時の厚生年金保険の強制適用事業所とされていなかった。

さらに、申立人は、当時のB事業所の事業主及び同僚の名前を記憶していな

いため、申立人に係る申立期間②当時の勤務実態等について確認できない。

申立期間③について、当時の住宅地図及び電話帳により、申立人が記憶するC事業所の所在地に、同事業所が存在したことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、C事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人は、当時のC事業所の事業主及び同僚の名前を記憶していないため、申立人に係る申立期間③当時の勤務実態等について確認できない。

申立期間④について、申立人が記憶している同僚の証言により、勤務期間は明らかでないが、申立人がD社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、D社の元事業主の親族は、「D社は、厚生年金保険の非適用業種であったため、法人であっても、適用事業所ではなかった。」と証言しているところ、オンライン記録においても、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

申立期間⑤について、当時のE社F支店長の証言により、勤務期間は明らかでないが、申立人が同社の業務に従事していたことはうかがえる。

しかし、E社は、「F支店は既に閉鎖しており、資料も無いため、申立人の在籍期間及び厚生年金保険料の控除については不明。」と回答している。

さらに、当該支店長及び他の同僚は、「E社F支店は、同社本社及び同社G支店から赴任した者以外は、下請会社に雇用された者が勤務していた。当時の下請会社名については不明である。」と証言しており、申立人も、「自分は、正社員であったかどうか分からない。」としている。

このほか、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月から41年まで  
② 昭和46年12月から47年4月まで

私は、申立期間①のうち、昭和37年3月頃から2年半ほどA（B事業所又はC事業所）に勤務し、その後、間を空けずにD（E事業所又はF事業所）に転職し、41年頃まで勤務した。

しかし、A及びDに勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②については、結婚後の昭和46年12月に夫と一緒にG社に入社し、47年4月まで勤務した。

私の夫にはG社における厚生年金保険被保険者記録があるのに、私には記録が無いのはおかしいので、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が当該期間のうち、昭和37年3月頃から2年半ほど勤務していたと主張するAについては、当時の住宅地図によると、申立人が記憶している所在地において、C事業所という名称の事業所が存在していたことは確認できるが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、当該住宅地図によると、申立てに係るAに類似する名称の事業所は、C事業所以外には申立人が記憶している所在地の近隣に確認できないところ、申立人は、当時のAの事業主及び同僚の氏名を覚えておらず、申立人の勤務実態を確認できない。

さらに、申立人が申立期間①のうち、Aから間を空けずに転職した後、昭和

41年頃まで勤務したと主張するDについては、当時の住宅地図及び電話帳を確認したが、申立人が記憶している所在地及びその近隣には、申立てに係るDに類似する名称の事業所は見当たらない。

加えて、申立人が記憶している所在地及びその近隣において、申立てに係るDに類似する名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、申立人は、当時のDの事業主及び同僚の氏名を覚えておらず、申立人の勤務実態を確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「昭和46年12月に夫と一緒にG社に入社したが、自分は妊娠が分かり、47年4月に退職した。夫には厚生年金保険の記録が有るが、私には無い。」と主張しているところ、申立人の夫も同様の証言をしている上、当該期間にG社における厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚の中に、具体的な勤務期間は分からないとしながらも申立人を記憶している者がいることから、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和47年2月4日から夫が資格喪失した49年7月24日まで、夫の被扶養者であったことが確認できる。

また、申立人の夫は、G社において厚生年金保険の被保険者資格取得日（昭和47年1月27日）と同日に雇用保険の資格を取得しているが、申立人は、申立期間②の前に勤務していた事業所の雇用保険の加入記録があるものの、同社における雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、G社は、「当時の資料は保管していないので、申立人の勤務状況については分からない。」と回答しており、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。